

学校法人会計について

学校法人会計の特色と企業会計との違い

国や地方公共団体から補助金を交付されている学校法人は、「学校法人会計基準」に従って会計処理を行い、各種の財務計算書類を作成しなければなりません。学校法人も企業と同様に経済活動を営んでいる点では同じですが、企業会計が営利を目的として損益を重視するのに対し、学校法人会計では、収支計算(資金の流れ)が重視されます。そのため、企業会計は、計算書類からその経営成績を知ることが目的とするのに対し、学校法人会計は計算書類によって安定的、継続的に教育研究活動が行われているか否かを知ることが目的とします。学校法人は、学生・生徒からの授業料等の他、税金を原資とする補助金等によって収入を得ている公共性の高い法人であるため、学校法人会計では、収支の均衡の状況と財政の状況を正しくとらえ、法人の持続性を維持することを重視しています。その会計基準では、「資金収支計算書および活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」(平成 26 年度以前は「消費収支計算書」)「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容ならびに、支払資金(現金及び預貯金)の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。

活動区分資金収支計算書(平成 27 年度～)

企業会計でのキャッシュフロー計算書に相当するもので、資金収支計算書を三つの活動区に分け、その活動ごとの資金の流れを明らかにするものです。

事業活動収支計算書(平成 27 年度～)

当該会計年度の事業活動収入と事業活動支出の内容及び均衡状態を明らかにし、企業会計の「損益計算書」に相当するものであり、利益を測定する目的ではなく、翌年度への繰越消費収入(支出)額を明らかにするものです。学校法人の健全な運営に資するため、収入と支出の均衡でなく、資金の支出を伴わない引当繰入額や減価償却費などを含めた事業活動収支の状況について明らかにします。

貸借対照表

決算日(年度末)における資産、負債、基本金および収支差額を明らかにし、学校法人の財政状態を表します。